

社会福祉法人 新町保育会

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇を10日以上取得することを旨す

<対策>

- 令和4年4月に前年度の有休消化日数を調査（年1回調査）
- 計画的な有休消化を実施



社会福祉法人新町保育会

<働きやすい職場をめざして>

当新町保育会では「みんななかよくげんきいっぱい」の保育目標のもと三つの保育園を運営しております。職員は150名ほど在籍し95%以上が女性の職場環境です。女性が働き続けられる職場を目指しております。育児休業の取得、年次有給休暇は正規職員の場合、初年度15日・2年目18日・3年目以降20日付与となっております。また、育児、介護休業等に関する規則も整えております。さらに法改正に伴い男性の育児休業取得も推奨いたします。

私共は未来ある乳幼児を心豊かに育てております。職員一人ひとりも大切にし互いに認め合い育ち合う職場です。

